

令和7年度(2025年度)指導監査における主な指導内容

(経理)

契約について

種別	主な指摘内容
特別養護老人ホーム 地域密着型特別養護老人ホーム 認定こども園	<契約書の作成について> 契約金額が100万円を超えるもので、契約書が作成されていないものがあった。100万円を超える場合は、契約書の作成が必要となるため、契約書を作成すること。
特別養護老人ホーム 認定こども園 保育所	<契約書に基づく支払い金額について> 一般廃棄物処理業務委託について、契約書の記載額と実際の支払額に不一致がある。相手方と契約内容を確認したうえで、変更契約を締結するなどし、契約に基づく適正な支払いを行うこと。

収支計算分析表の提出について

種別	主な指摘内容
保育所	<収支計算分析表の提出について> 令和6年度決算に関し、委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への支出及び当期資金収支差額合計が、貴施設の拠点区分における事業活動収入計(決算額)の5%相当額を上回っているため、速やかに収支計算分析表を作成し、熊本市保育幼稚園課に提出すること。

貸借対照表について

種別	主な指摘内容
保育所 児童養護施設	<貸借対照表における資産の計上について> 貸借対照表における積立資産及び現金預金について、積立資産に積立したうえで、その原資となる現金預金も積立資産への振替え前の金額が計上してあるため、実際の資産額より過大な貸借対照表となっている。貸借対照表では資産に関する真実な内容を表示すること。
特別養護老人ホーム 障害者支援施設	<貸借対照表の現金預金について> 拠点区分における令和6年度決算に関し、貸借対照表の現金預金の額に誤りがある。他の拠点区分を含めて計算書類を再度点検し、誤りについては、令和7年度の決算で調整のうえ、顛末を理事会及び評議員会に報告すること。

物品の管理及び減価償却について

種別	主な指摘内容
認定こども園 保育所	<物品の管理及び減価償却について> 令和6年度において10万円以上の物品を複数取得しているが、固定資産管理台帳への記載が無かった。10万円以上の有形固定資産については、固定資産管理台帳に記載し減価償却を行うこと。
	<固定資産について> 令和6年度に園庭改修工事を行っているが修繕費として計上されていた。園庭と施設の間に弾力材で舗装されていたことが確認されたが固定資産管理台帳への記載が無かった。有形固定資産については、固定資産管理台帳に記載し減価償却を行うこと。

その他（経理）

種別	主な指摘内容
特別養護老人ホーム 認定こども園 保育所	<支出執行について> 支出及び契約の事務が事務長単独で行われていた。法人における予算の執行及び資金等の管理は、内部牽制に配慮した業務分担、法人内部での自己点検、適正な会計事務処理が必要となることから、決裁権者までの承認を得ること。
	<附属明細書について> 計算書類から作成すべき附属明細書別紙3（⑫）積立金・積立資産明細書が作成されていない。社会福祉法人会計基準に則って作成すること。
	<積立金及び積立資産について> 積立金及び積立資産として、「その他の積立金」、「その他の積立資産」とあるが、それぞれを計上する場合は、積立での目的を示す名称を付すこと。

（預り金）

預り金の管理について

種別	主な指摘内容
特別養護老人ホーム 地域密着型特別老人ホーム 児童養護施設	<入所者預り金の取り扱いについて> 入所者預り金の管理について、出金依頼書を徴取せずに出納処理がされていた。出入金は、申請人からの依頼書により行われるものであるため、規程に定める依頼書を徴取して行うこと。
	<預り金管理について> 入所者預り金管理にかかる金券類（図書券・クオカード）については、小遣いの現金袋に金券と使用時のレシートが保管されており、台帳や出納簿は作成されていない。金券についても出納簿等を作成し、適切に管理すること。

令和7年度(2025年度)指導監査における主な指導内容

(処遇・運営)

運営規程・管理規程について

種別	主な指摘内容
養護老人ホーム 軽費老人ホーム	<運営規程について> 運営規程について、虐待の防止のための措置に関する事項を定め、熊本市高齢福祉課への届出その他の運営規程の変更のための措置を適切に講ずること。 運営規程について、入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額を具体的に定め、熊本市高齢福祉課への届出その他の運営規程の変更のための措置を適切に講ずること。
特別養護老人ホーム 地域密着型特別養護老人ホーム	<運営規程について> 運営規程に実費徴収となるその他の費用の額を具体的に定め、熊本市介護事業指導課への届出その他の運営規程変更の措置を適切に講ずること。 現行の運営規程の内容と異なる重要事項説明書が使用されていたが、重要事項説明書は運営規程の概要等が記載されるものであるため、重要事項説明書の作成前に運営規程を変更すること。 なお、実費徴収となるその他日常生活費の内容及び費用の額を明確に定め、介護事業指導課への届出その他の運営規程変更の措置を適切に講ずること。
障害者支援施設 障害児入所施設	<運営規程について> 現行の運営規程の内容と異なる重要事項説明書が使用されていたが、重要事項説明書は運営規程の概要等が記載されるものであるため、重要事項説明書の作成前に運営規程を変更すること。 なお、実費徴収となるその他日常生活費の内容が運営規程に定められていないため、熊本市障がいサービス課への届出その他の運営規程変更の措置を適切に講ずること。
保育所 認定こども園	<運営規程について> 現行の運営規程の内容と異なる重要事項説明書が使用されていたが、重要事項説明書は運営規程の概要等が記載されるものであるため、重要事項説明書の作成前に運営規程を変更すること。 なお、実費徴収の内容及び費用について、運営規程と重要事項説明書に相違があるため、熊本市保育幼稚園課への届出その他の運営規程の変更のための措置を適切に講ずること。

質の評価について

種別	主な指摘内容
軽費老人ホーム 養護老人ホーム 障害者支援施設 認定こども園	<処遇の質の公表について> 施設が行った入所者に対する処遇の質の評価について、その結果を公表すること。
	<サービスの質の評価について> 施設が行ったサービスの質の評価について、その結果を公表すること。
	<運営の状況に関する評価について> 施設は、施設における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら行った評価の結果を公表すること。
保育所	<業務の質の評価について> 保育所は、自ら行う保育業務の質について評価を行うこと。 業務の質の評価について、職員が自ら行う業務の質の評価は行われていたが、保育所としての業務の質の評価が行われていなかった。保育所は、自ら行う業務の質について評価を行うこと。

健康診断について

種別	主な指摘内容
保育所 認定こども園	<園児の健康診断について> 園児の健康診断について、漏れなく行うこと。 なお、疾病その他やむを得ない事由によって健診日に健康診断を受けることの出来なかった園児に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うこと。
児童養護施設	<入所児童の健康診断について> 未就園の入所児童の健康診断について、歯科健診が行われていないので実施すること。
障害者支援施設	<入所者の健康診断について> 入所者の健康診断について、毎年二回以上定期的に健康診断を行うこと。

プール活動について

種別	主な指摘内容
認定こども園	<プールの水の衛生管理について> 1・2歳児が使用するミニプールについて、水質基準を厳守して適切に消毒を行い、遊離残留塩素濃度の計測結果を記録するなどして適正に管理すること。 <プール活動について> プール活動時に指導担当と監視担当のどちらもが児童の対応をしていたが、監視担当は監視に専念すること。 また、プール管理日誌に指導担当とは別の監視担当の職員の名前を記録すること。

指導要録について

種別	主な指摘内容
認定こども園	<指導要録（学籍等に関する記録）について> 園で作成する園児の指導要録のうち、入園、卒園等の学籍に関する記録を作成すること。 また、その記録を20年間保存すること。

職員の定年延長について

種別	主な指摘内容
特別養護老人ホーム 保育所	<職員の定年延長の決定手続きについて> 正規職員就業規則において定年を定めているが、定年年齢を超えた施設長の定年延長を認める手続が行われていなかった。施設長は重要な役割を担う職員であることから、理事会で定年延長の承認を得ること。

非常災害訓練について

種別	主な指摘内容
障害者支援施設	<非常災害訓練の実施について> 消火訓練及び避難訓練は、年2回以上実施すること。 なお、避難訓練の実施に当たっては、自力困難者の避難・救出訓練及び夜間における避難に重点を置いた訓練等実態に即した訓練を定期的実施すること。

事故発生の防止及び発生時の対応について

種別	主な指摘内容
軽費老人ホーム	<p><事故報告について> 令和7年度に発生した骨折事故について、熊本市高齢福祉課へ事故報告書を提出すること。</p>
認定こども園 保育所	<p><事故発生の防止及び発生時の対応について> 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故が発生した場合は、熊本市保育幼稚園課へ速やかに報告を行うこと。 なお、令和6年度に発生した園児の骨折事故について、熊本市保育幼稚園課への報告がなされていなかったため、改めて報告を行い、必要に応じて書類提出等の措置を講ずること。</p> <p>治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故が発生した場合は、熊本市保育幼稚園課へ速やかに報告を行うこと。</p> <p>事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>事故発生の防止のための委員会を定期的に行うこと。 また、事故発生防止のための指針を見直し、事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合（ヒヤリハット）の報告の方法を記載すること。</p>
障害児入所施設 障害者支援施設	<p><事故報告書の提出について> 令和7年度に発生した事故について、熊本市障がいサービス課へ事故報告書を提出すること。</p>

全体的な計画の提出について

種別	主な指摘内容
認定こども園 保育所	<p><全体的な計画の作成について> 教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成すること。</p> <p>保育の目標を達成するために、保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成すること。 また、作成された全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、長期的な指導計画や日々の生活に即した短期的な指導計画を作成し、保育を実施すること。</p>

学校保健計画及び学校安全計画について

種別	主な指摘内容
認定こども園	<p><学校保健計画及び学校安全計画について> 学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画及び学校保健安全法第27条に規程する学校安全計画を策定すること。 なお、学校保健計画及び学校安全計画の立案に、学校医・学校歯科医・学校薬剤師が参与すること。</p>

その他(処遇・運営)

種別	主な指摘内容
保育所 認定こども園	<p><保育教諭等の数について> 午前7時15分から午前7時30分まで及び午後6時30分から午後7時までの時間帯において、保育教諭の配置が1人になっていた。園児の教育及び保育に直接従事する職員の数 は、常時2人を下回らないよう配置すること。</p> <p><保育士の数について> 午前7時から午前7時30分までの間に、保育士が一人のみの配置となっていた。保育士 の数は二人を下回らないよう配置すること。</p>
軽費老人ホーム	<p><業務継続計画について> 業務継続計画について、職員に対する研修及び訓練を定期的に、年に2回以上実施すること。</p>